

# デイサービスセンター いっぷく

## 重要事項説明書

### (介護予防・日常生活支援総合事業)

〈令和7年12月1日現在〉

#### 1. 事業の概要

##### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター いっぷく
所在地	京都府相楽郡和束町大字釜塚小字縄手25番地
介護保険指定番号	日常生活支援総合事業（京都府 71400352）
サービスを提供する地域	原則として 和束町
当法人の当地域で提供できるその他のサービス	特別養護老人ホーム（京都府 71400352） 短期入所生活介護（京都府 71400352） 居宅介護支援事業所（京都府 71400352） 通所介護（京都府 71400352）

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

##### (2) 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
生活相談員	2名	0名	2名
看護職員 兼 機能訓練指導員	0名	4名	4名
介護職員	4名	8名	12名

管理者氏名 米田 政弘

- ・ 管理者：1名（常勤兼務：短期入所生活介護・居宅介護支援事業所を兼務）
  - ・ 生活指導員：1名以上
  - ・ 看護職員：1名以上（機能訓練指導員兼務）
  - ・ 機能訓練指導員：1名以上
  - ・ 介護職員：5名以上

##### (3) サービスの提供時間帯

月曜日～土曜日(祝・祭日含む)      9：15～16：30  
(送迎時間は含みません)

サービス内容

- (1) 送迎 : 送迎の必要な利用者に、専用車にてご自宅まで送迎を行います。
- (2) 健康チェック : 血圧・体温・脈拍等 健康状態のチェックを行います。
- (3) 機能訓練 : 日常生活動作など、個別の機能回復訓練を行います。
- (4) 昼食・おやつ : 味付け・大きさ・固さ等、年齢・食べやすさを考慮し提供します。
- (5) 入浴・リフト浴 : リフトを使用した個別浴槽や、大浴場でのゆったりした入浴を提供します。
- (6) その他 : 四季折々の季節行事や、各種ゲーム・スポーツ・文化活動を行います。

2. 利用料金

(1) 利用料

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、次の表の利用者の負担割合に応じた額（1割か2割または3割）です。

回数制 要支援1で月の利用回数4回までの場合  
 要支援2で月の利用回数8回までの場合

i	要介護度	1回あたりの基本利用料
	要支援1	4,360円
	要支援2	4,470円

ii	サービス提供体制強化加算	要支援1の場合1か月につき240円 要支援2の場合1か月につき480円
	生活機能向上連携加算Ⅱ1	1か月につき2,000円
	科学的介護推進体制加算	1か月につき400円

iii	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	前記iとiiの合計額の9%の額
-----	--------------	-----------------

定額制 回数制の上限を超えて利用の場合

i	要介護度	1か月あたりの利用料
	要支援1	17,980円
	要支援2	36,210円

iiとiiiは回数制と同額

※料金の詳細については、別紙料金表にて利用者に説明いたします。

- ② サービス提供以外に食費として650円、おやつ代として100円を徴収します。
- ③ 日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いた

だくことが適当であるものにかかる費用を徴収します。

オムツ	実費
リハビリパンツ	
尿パッド	

- ④ レクリエーション等、その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度、協議して利用者等に説明し同意を得た上でお支払いいただきます。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適応外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を後日 保険者の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

- ⑤ 介護保険給付対象外の介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料は、上記①の額となります。

## (2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の実施地域以外において、介護予防通所介護サービスを提供した場合の交通費は以下の通りです。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| ① 片道5km未満          | 500円   |
| ② 片道5km以上、10km未満   | 1,000円 |
| ③ 片道10km以上、5kmまで毎に | 500円加算 |

## (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 0774-78-0165)

利用当日の朝9時までにご連絡いただいた場合	無料
利用当日の朝9時までにご連絡がなく、かつ、利用予定月に1度も利用が無く、その間利用中止の確認を行ったにも拘らず、利用の中止の意思表示が無いままキャンセルされた場合	当該料金の100%

## (4) その他

料金のお支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、窓口支払い・振り込み・郵便局自動払い込みの3通りの中

からご契約の際に選べます。

### 3. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。後日、面談（無料）させていただきます。

介護予防通所介護計画作成と同時に契約書を結び、サービスの提供を開始します。

※なお、利用開始に当たっては、事前に地域包括支援センターまたは介護支援専門員とご相談下さい。

#### (2) サービス（契約）の終了

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）または、要介護と認定された場合

※この場合、全額自己負担にて契約を継続することができます。

- 利用者がお亡くなりになった場合

##### ④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼしたり、またそのおそれがあり事業者の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、かつ利用者に対する通常の医療・介護方法では防止できないと

事業者が判断した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 4. 当事業所の介護予防・日常生活支援総合事業サービスの特徴など

##### 運営の方針

事業者の職員は要支援者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常動作の維持を図るとともに、生活の質の確保・向上を重視した日常生活が継続できるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

前記のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

#### 5. 事故時の対応について

##### (1) サービス提供中の事故の場合

- ① サービス提供中の利用者の事故・急変時には、主治医に連絡し指示を仰ぎます。
- ② 主治医と連絡が取れなかった場合、京都山城総合医療センターに搬送し処置を行います。
- ③ 家族・ケアマネージャーに連絡し、必要に応じて市町村に報告します。

##### (2) 送迎中の事故の場合

- ① 人身事故を起こした場合、119番通報し救急車を手配し、110番通報します。
- ② 送迎中の事故の場合、事故以降の利用者の送迎を円滑に進めるため、代車の手配をします。
- ③ 事業所の管理者に報告し、必要に応じて市町村に報告します。

#### 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	
	氏名	
	住所	
	電話番号	

## 7. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所利用者相談・苦情担当

担当 米田 政弘

電話 (0774) - 78-0165

(午前9時～午後5時まで)

苦情処理のための措置の概要

- 施設の受付に苦情に対応する窓口を設置します。苦情の受付は口頭で行いますが、施設の窓口には「皆様の声」箱を設置し、文書による苦情も受け付け、利用者の要望に応えられるよう対応します。また、法人に、第三者委員を設置し、苦情解決に向けて、必要に応じて助言等を得ます。又、第三者委員に直接申し出ることもできます。第三者委員の氏名、連絡先は事業所内掲示板に掲載するとともに、当法人のホームページ (<http://www.waraku.or.jp>) の「お問い合わせ」に掲載しています。
- 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口 (075-326-4901) に苦情を伝えることができます。

## 8. 当事業所の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 和楽会

代表者職種・氏名

理事長 菊地 三弥

法人所在地・電話番号

京都府相楽郡和東町大字釜塚小字縄手25番地

(0774) - 78-0165

定款の目的に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム わらく
2. ショートステイ わらく
3. デイサービスセンター いっぷく
4. 和楽会居宅介護支援事業所

9. 京都介護・福祉サービス第三者評価の受診状況について

最新の受診状況

受診日 : 令和4年11月2日

評価機関: 特定非営利活動法人

きょうと介護保険にかかわる会

評価結果の開示状況 法人ホームページに掲載

10. 損害賠償について

当事業所は、当事業所の重大な過失等により利用者等に対して損害賠償の責任が発生した場合に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。